

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十一号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第十一号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第九議案第十二号福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(市民部長 古谷正夫君登壇)

○市民部長(古谷正夫君) 御指名をいただきましたので、議案第十二号福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回、改正しよういたしますのは消防団員の報酬と、災害等で出勤します費用弁償の一部について額の引き上げをしようとするものでございます。

次に、改正内容でございますが、まず、別表第一の報酬でございますが、いずれも年額で、団長が二十二万円を四・五%引き上げ二十三万円に、副団長が十七万五千円を五・一%引き上げ十八万四千円に、分団長が十二万五千円を六・四%引き上げ十三万三千円に、副分団長が九万五千円を六・三%引き上げ十万一千円に、部長が八万五千円を五・九%引き上げ九万九千円に、班長が五万八千円を六・九%引き上げ六万二千円に、団員が五万円を六%引き上げ五万三千円にそれぞれ改めようとするものでございまして、平均引き上げ率は六・二%でございます。なお、これに要する費用は七十三万二千円となります。

次に、別表第二の費用弁償のうち、災害等で出勤した場合、現行では一回につき千五百円でございますが、千八百円に改めようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行は、昭和六十二年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十二号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第十二号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十議案第二十八号福生市議会の議員の昭和六十二年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名をいただきましたので、議案第二十八号福生市議会の議員の昭和六十二年三月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、お手元の議案書に記載してあるとおりでございます。
条例でございますが、第一条はその趣旨で、第二条において、支給割合を百分の五十といたそうとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたそうとするものでございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。説明といたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第二十八号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よって議案第二十八号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(森田治男君)

日程第十一議案第二十九号福生市長等の昭和六十二年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。八号福生市議会の議員の昭和六十二年三月期期末手当の支給割合を定める条例

○助役(古谷徳男君) 御指名をいただきまして、議案第二十九号福生市長等の昭和六十二年三月期期末手当の支給割合を定める条例について御説明を申し上げます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君)

御指名をいただきまして、議案第二十九号福生市長等の昭和六十二年三月期期末手当の支給割合を定める条例について御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。この条例は、公布の日から施行いたそうとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたそうとするものでございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。説明といたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。よって議案第二十九号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。よって議案第二十九号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十号は、原案のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 日程第十三議案第三十一号福生市の一般職の職員の昭和六十二年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）

○助役（古谷徳男君） 御指名をいただきまして、議案第三十一号福生市の一般職の職員の昭和六十二年三月期期末手当の支給割合を定める条例について御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

条例でございますが、第一条はその趣旨で、第二条において、支給割合を百分の五十といたそうとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたそうとするものでございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます、説明といたします。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十一号は、原案のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 日程第十四議案第十三号福生市保育所入所措置条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 生子国利君登壇）

○福祉部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案第十三号福生市保育所入所措置条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

まず、提案理由といたしましては、昨年の十二月の二十六日をもって昭和六十一年、法律第百九号として地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律が公布され、地方公共団体の自主性、自立性を尊重しつつ、地域の実情に合った総合的、効率的な行政の実現と事務運営の簡素化を図ること、保育所入所措置事務を機関委任事務から団体委任事務に改めたためでございます。これに伴いまして、児童福祉法第二十四条、これは入所措置でございますが、市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところによると改正されたことを受けて、その政令で定める基準に基づきまして、新たに本条例を制定しようとするものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第一条でございますが、本条例制定の趣旨について規定したものでございます。

次に第二条は、入所措置基準について規定したものでございますが、これは昭和三十六年に厚生省で定められた措置基準によりまして準則が示されましたので、準則に基づきまして措置基準を一号から七号まで定めたものでございます。現在の措置基準とはほとんど変わっておりません。これを条例化した次第でございます。

第三条は、申請手続でございますが、この条例に定めるのほか、必要な事項につきましては市長が別に定めるといふ委任条文でございます。

附則におきましては、この条例は、六十二年の四月一日から施行いたすものでございます。

以上、甚だ雑駁な説明でございますが、慎重審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十三号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第十三号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第十五議案第十四号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第九号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第十四号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第九号）について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の実績また確定に基づく精算が主なものでございます。なお、事業の精算に基づく地方債の変更もあわせてお願いしようとするものでございます。また、例年さらに最終先決補正を行ってりましたが、本年は、今後予測される数値を極力見込み、本補正予算に取り込み、引き続き提案申し上げてございます第十号を除き、これが最終補正予算になるよう編成いたしました次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、予算書の一ページを開きいただきましたと思います。まず、総則でございますが、第一条におきまして、歳入歳出にそれぞれ三億八千八百七十六万七千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ百三十三億五千九百五十四万四千円と定めようとするものでございます。

第二条は、地方債につきまして、精算または許可変更の見込みが得られました事業の増減変更をお願いしようとするものでございます。

次に、二ページを開きいただきましたと思います。歳入について御説明申し上げます。

各項ごとに主なものを申し上げますと、市税におきまして市民税の四千四百万円の追加は、個人市民税の公正修正申告及び期限後申告等による二千二百万円、それと法人の均等割、税割の増二千二百万円の合計でございます。電気税については、円高差益還元に伴う収入減で五百五十三万二千円の減額でございます。

自動車取得税交付金の一千五百八十一万二千円の追加につきましては、実績増によるものでございます。

次に、地方交付税で四千万円の追加は、特別交付税の三月交付見込み額で、すでに十二月交付分の実績を考慮し、昨年実績等を見込み計上いたすものでございます。

次に、分担金及び負担金の負担金で百三十五万三千円の追加は、児童措置費の負担金で、所得階層の変動等管外措置費分の増によるもので、歳出関連によるものでございます。

次に、国庫支出金で国庫負担金の四千二百五十七万一千円の減額は、歳出との関連に伴う福祉関係費で、児童措置費負担金で六十七万七千円の追加、生活保護関係扶助費支給実績に基づく減額が四千八百八十八万三千円、保健衛生事業費の追加が五百六十三万五千円、以上相殺減額でございます。

次に、国庫補助金については七十七万四千円の追加で、歳出関連事業の実績、精算に伴うもので、高齢者事業団運営費の追加、保健活動事業の制度改正に伴う追加、市営住宅新築事業の対象単価アップによる追加、第三中学校増築第四期事業の対象面積増による追加、防衛施設周辺整備調整交付金の追加、以上合わせて一千四百四十四万二千円。減額事業については、幼稚園就園対象者人員減に伴う奨励費の減、仮称武蔵野橋公園新設事業、第三中学校防音併行第四期事業等建設事業等完了実績に伴う精算減額。合わせて一千三百三十六万八千円の減、以上、相殺追加でございます。

続いて、都支出金におきまして都負担金で二百三十二万円の追加は、国庫支出金との絡みによる児童措置費と保健事業費の追加によるものでございます。

都補助金の一億一千九百五十七万五千円の追加につきましては、増減相殺分で、増額は都振興交付金の対象事業の決定と申請に基づく交付予定額の追加、それと市営住宅新築事業の加算措置に伴う追加等合わせて一億二千八十八万二千円の減額は、保育所運営費補助金を初めとする対象人員の減等に伴う私立幼稚園と園児保護者負担軽減事業、付き添い看護事業、保健事業合わせて百三十万七千円、以上相殺追加でございます。

委託金につきましては、失業対策事業の終了に伴う管理監督経費の減額で四十四万二千元でございます。

次に、財産収入で財産運用収入の四千三百七十九万九千円の追加につきましては、都市施設整備基金を初めとする積立金利子でございます。財産売払収入の四百八十八万三千円の追加は、福生武蔵野二三一四―一四―二一番地、ほか二件、五十五・三六平米の廃道敷売払収入でございます。

三ページをお開きいただきたいと思います。次に、寄附金でございますが、宅地開発指導要綱に基づく一般寄附金で大京観光ほか三事業主からのもので、総額一億二千五百三十万円の追加でございます。

次に、繰入金の十一万円の追加につきましては、区画整理事業特別会計からの東口換地清算徴収金でございます。

次に、諸収入でございますが、市預金利子四百三十六万八千円の追加は、歳計現金預金利子でございます。収益事業収入の二千万円の追加は、事業実績の向上に伴う配分金の追加でございます。次の雑入については、管外から保育措置の一名分追加三十三万七千円と第七小学校都道交差点歩道橋新設工事に伴う工作物等の補償料六百四十七万一千円、合わせて六百八十八万八千円の追加でございます。

次に、市債につきましては百三十万円の追加で、歳出関連事業の実績に基づく許可見込み額の変更に伴う増減相殺額でございます。

以上が歳入で、追加補正総額三億八千七百七十六万七千円で、歳入総額百三十三億五千九百五十四万四千円と相なる次第でございます。

続きまして、歳出について説明申し上げます。四ページをお開きいただきたいと思います。

総務費の総務管理費で四千八百三十二万六千円の追加につきましては、庁舎増築基金並びに退職手当特別負担金準備基金への積立金の追加が五千五百五十三万円で、これは積立利子と退職準備基金へ一般財源の四千九百九十三万を積み立て、年度末基金を一億円にいたそうとするものでございます。それと、歳入で御説明いたしました市立幼稚園保護者負担及び幼稚園就園奨励事業の実績に基づく三百二十万四千円の減額、以上相殺追加でございます。

次の、徴税費の百十三万八千円の減額は、税務証明用の機器借り上げ期間が短くなったことによる契約差金でございます。

次に、民生費の社会福祉費の百一十一万五千円の追加は、高齢者事業団への運営費の補助金追加分で人件費の確定による

ものでございます。次に、児童福祉費におきましては児童措置費等国基準保育単価改定分の増に伴う追加が一千二百一十一万三千円と、市立保育園の運営に要した経費の精算残額五百六十五万七千円の減額との相殺六百四十五万六千円の追加でございます。生活保護費の六千九百九十三万四千円の減額につきましては、生活扶助と対象者の実績減によるものでございます。

次に、衛生費の清掃費で九百十二万八千円の減額につきましては、西多摩衛生組合への負担金でごみ、し尿等搬入実績の減によるものでございます。

次に、農林水産業費の農業費で二百七十六万二千円の減額は、緑化事業の保存樹木等奨励補助金の申請実績に基づく減額が三百四十三万八千円と、家庭菜園の借地変換に伴う現況復旧のための整備工事の追加六十七万六千円との相殺減額でございます。

次に、土木費でございますが、都市計画費の一千三百六十五万円の減額は、仮称武蔵野橋公園並びに西口広場整備事業それぞれ用地買収に要したもので、実績精算による減額でございます。住宅費の二千三百三十九万九千円の減額につきましては、市営住宅新築工事の本体工事及び外構工事の入札差金が主なものでございます。

消防費の百七十七万五千円の減額は、無線放送施設整備工事の本体工事及び附帯工事の入札差金でございます。

次に、教育費でございますが、中学校費で四百十八万円の減額は、第三中学校防音併行第四期工事及び設計管理委託料の入札差金でございます。

次の諸支出金の四億五千七百四十六万三千円の追加につきましては、各基金から生じた利子の積み立てでございますが、五ページの二項の都市施設整備基金費三億一千九百八十四万三千円の中には、本補正による一般剰余財源二億九千万円を含んでおります。また、五項の学校施設等整備基金費一億二千六百六十五万五千円の中には、先ほど歳入で御説明申し上げました宅地開発指導要綱の寄附金を含んでおります。

次に、予備費でございますが、六百二十二万七千円の減額は、歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出追加補正額三億八千七百七十六万七千円で、予算総額百三十三億五千九百五十四万四千円と相なる次第でございます。

次に、六ページをお開きいただきたいと思います。第二表地方債の補正の変更でございますが、これは対象事業費の変

更による限度額五億九千二百万円を五億九千三百三十万円に変更しようとするものでございます。なお、あわせて利率について九%以内であったものを八%以内に変更し、起債の方法、償還の方法については補正前と同様でございます。

以上、甚だ雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明いたします。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（原 敏子君） 三二ページの都市施設整備基金の積み立てのことで、これの二億九千万円を一般財源から剰余金を加え、積み立てたということは今聞きましたけれども、この都市施設整備基金と、その下の財政調整基金、これの今九号の時点での総額を教えてください。

○企画財政部長（内田和雄君） 都市施設整備基金の六十一年度現在高三十三億七千五百六十四万八千円でございます。それから財政調整基金の六十一年度末でございますが、七億二千八十八万八千円でございます。以上です。

○議長（森田治男君） ほかにございませんか。——なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十四号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第十四号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第十六議案第三十二号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第十号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第三十二号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第十号）について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本予算は、先ほど御提案申し上げております福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴い、

予算の追加を必要とすることから上程するもので、各項目ともすべて人件費に要するものでございます。

それでは、予算書に基づいてその内容について御説明申し上げます。

予算書の一ページを開きいただきたいと思ひます。まず、総則でございますが、第一条におきまして、歳入歳出にそれぞれ三万六千円を追加いたしましたして、総額を歳入歳出百三十三億五千九百九十九万九千九百九十九円と定めようとするものでございます。

二ページを開きいただきたいと思ひます。歳入でございますが、分担金及び負担金におきまして三万六千円の追加につきましては、歳出の土木費における西住宅地区周辺排水路事業の人件費分に対する下水道会計、羽村、瑞穂町からの負担金でございます。

三ページを開きいただきたいと思ひます。歳出について御説明申し上げます。

今回の補正は、先ほど申し上げましたが、職員の給与と改定に伴う人件費で、当初予算で二%の改定を見込み計上しておりましたが、調整手当、扶養手当を含め基準内給与二・二三%の改定となったことから、給料については改定率一・七三%で九十万三千円、付随する共済費で八万六千円の追加、手当関係では調整手当〇・二%で四十七万一千円、扶養手当が〇・三%で三百七十五万八千円を含め、手当の総額で六百六十九万四千円となり、総改定率二・二三%、総額にして七百六十八万三千円の追加と相なる次第でございます。財源については予備費を充当しようとするものでございます。

それでは、議会費から各款別に補正額のみを申し上げます。

議会費につきましては、四十二万円の追加で職員八名分でございます。

次に、総務費につきましては、二百七十九万一千円の追加で職員百三十五名分でございます。

民生費につきましては、五十四万九千円の追加で職員五十三名分でございます。

衛生費につきましては、六十三万四千円の追加で職員二十二名分でございます。

農林水産業費で八万三千円の追加につきましては、職員三名分でございます。

四ページを開きいただきたいと思ひます。商工費でございますが、減額の八千円でございまして、これは当初見込みと引き上げ率との端数調整により生じたもので職員二名分でございます。



予備費におきましては二千四百万円を減額し、今回の歳出は五十九万五千円を増額いたしました。歳出合計十五億七千八百九十六万三千円と相なるものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十五号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第十五号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第十八議案第三十三号昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）を議題

といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 古谷正夫君登壇）

○市民部長（古谷正夫君） 御指名をいただきまして、議案第三十三号昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）について御説明申し上げます。

まず、一ページの総則について申し上げます。予算の増減には関係ございませんが、歳出におきまして職員人件費を総額のうちに補正しようとするものでございます。

二ページをお開きください。第一表の歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。

歳出のみの補正でございます。総務費の総務管理費におきまして八万五千円の増額は職員人件費で、一般会計同様給

与改定に伴う増加分でございます。

予備費におきまして八万五千円の減額により、歳出補正額をゼロとしたものでございます。

以上、大変複雑な説明でございますが、慎重御審議いただきまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十三号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十三号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第十九議案第十六号昭和六十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十六号昭和六十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、換地清算徴収金の追加と、これに伴う換地清算交付金の追加補正をお願いしようとするものでございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、一ページをお開きをいただきたいと思います。総則でございますが、第一条において、歳入歳出予算の総額に歳

入歳出それぞれ十一万円を追加し、歳入歳出予算の総額を四十万一千円と定めようとするものとございます。

次に、二ページを開きをいたしたいと思います。第一表歳入歳出予算補正について御説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、諸収入で十一万円の追加補正は、換地清算徴収金の六十年度分未納分が今年度徴収できたことによるものとございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金で十一万円の追加補正で、これは換地清算徴収金の増額分を一般会計へ繰り出ししようとするものとございます。

以上でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明いたします。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十六号は、建設委員会に付託いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第十六号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第二十議案第十七号昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算（第五号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十七号昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算（第五号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、受益者負担金及び下水道使用料等の追加と事業の執行に伴う清算的なものがあるものでございます。なお、事業の実績に基づきまして地方債の変更もお願いしようとするものでございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、一ページを開きをいたしたいと思います。総則でございますが、第一条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四万七千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を十八億百十二万八千円と定めようとするものとございます。

第二条では、地方債について事業の清算及び見込みが得られたことによりまして増減変更をお願いしようとするものとございます。

次に、二ページを開きをいたしたいと思います。第一表歳入歳出予算補正につきまして御説明を申し上げます。

歳入でございますが、分担金及び負担金で二百二十万三千円の追加補正は、下水道事業受益者負担金において農地等で徴収猶予されていた土地が猶予理由が消滅したこと等によるものとございます。

次の使用料及び手数料の一千二十四千円の追加補正は、下水道使用料で使用水量の増によるもので、当初見込みより約八万立米が増量になることに伴うものとございます。

次に、都支出金の三十万円の追加補正は、下水道管渠埋設費補助金で交付の決定に伴うものとございます。

次に、諸収入で八十八万円の減額補正で、内訳をいたしまして、預金利子のうち歳計現金預金利子と水洗便所改造資金貸付預金利子で十二万円の増額と、貸付金元利収入で百万円の減額でございますが、これは歳出でも減額しております。預託金の未済分を減にするものとございます。

次に、市債の一千七十万円の減額補正は、公共下水道事業債で歳出関連事業の実績に基づき二千三百六十万円の減額と、流域下水道事業債で多摩川上流処理場の建設負担金の増に伴う増額一千九十万円、これらを相殺した減額分でございます。

以上、歳入合計四万七千円の追加補正で、歳入合計を十八億百十二万八千円と相なるものとございます。

次に、歳出でございますが、総務費で一千二百二十二万八千円の追加補正で、内容といたしましては水洗便所改造補助金で、水洗化改造者のうち助成金対象が当初見込みの貸し家と持ち家の割合が変わったこと等により百七十三万五千円の減

額と、水洗便所改造資金融資預託金で融資額の関係から融資預託金を百万円減額、また、水洗便所改造資金融資利子で、融資額の減に伴い四十四万二千円の減額及び多摩川上流域下水道維持管理負担金で、汚水の処理水量及び不明水の増により一千四百四十万五千円を増額し、これらを相殺したものでございます。

次に、事業費で一千八百六十七万二千円の減額補正でございますが、内容といたしましては設計委託料で百四十万円の減額、管渠の工事請負費で二千五百万円の減額、これは国道一六号線の拡幅部への管渠布設予定が建設省の都合でなくなり、このため布設延長が減になったこと、また、その他工事施行に伴う契約差金等によるものでございます。また、地下埋設物等移設補償料で四百六十八万円の減額は、中央排水区内の管渠布設箇所、現場精査の結果、水道移設の必要がなくなったこと等によるものでございます。また、増額におきましては、多摩川上流域下水道建設事業負担金で処理場の設備の増設事業に伴う負担金一千二百四十万八千円を増額し、これらを相殺したものでございます。

次の予備費でございますが、七百四十九万一千円の財源調整をするものでございます。

以上、歳出合計四万七千円の追加補正で、歳出合計十八億百十二万八千円と相なるものでございます。

次に、三ページをお開きをいただきたいと思ひます。第二表地方債の補正でございますが、これは対象事業等の変更により、公共下水道事業債、限度額二億五千五百九十万円を二億三千二百三十万円に、流域下水道事業債一千八百七十万円を三千六十万円に変更しようとするものでございます。また、起債利子を九%以内を八%以内に変更しようとするものでございます。なお、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明いたします。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十七号は、建設委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第十七号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第二十一議案第三十四号昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算（第六号）を議題といたします。

たします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第三十四号昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算（第六号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、給与改定に伴う職員人件費のみの補正でございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、一ページをお開きをいただきたいと思ひます。総則でございますが、第一条において、歳入歳出予算の金額は第一表の歳入歳出予算補正によることを定めようとするものでございます。

次に、二ページをお開きをいただきたいと思ひます。第一表歳入歳出予算補正について御説明を申し上げます。

○総務費で四十六万一千円の追加補正で、内容といたしましては職員十八名分の職員給料で七千円の増額、職員手当等で四十五万三千円の増額、共済組合負担金で職員給料の増額に伴い一千円を増額しようとするものでございます。

次に、事業費で三万円の追加補正で、内容といたしましては西住宅地区周辺排水路新設工事負担金で、これも職員人件費の増額に伴う負担金でございます。

次の予備費でございますが、四十九万一千円の減額で財源調整をするものでございます。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。